

第27回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

日時：令和7年8月8日（金）10：00～

会場：大宮区役所2階 201・202会議室

議 事 次 第

1. 議 題

- (1) 歩行者専用化の進捗状況について
- (2) 地域内外へのPRについて
- (3) その他

配布資料

次第

委員名簿

席次表

資料

参考資料（氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱）

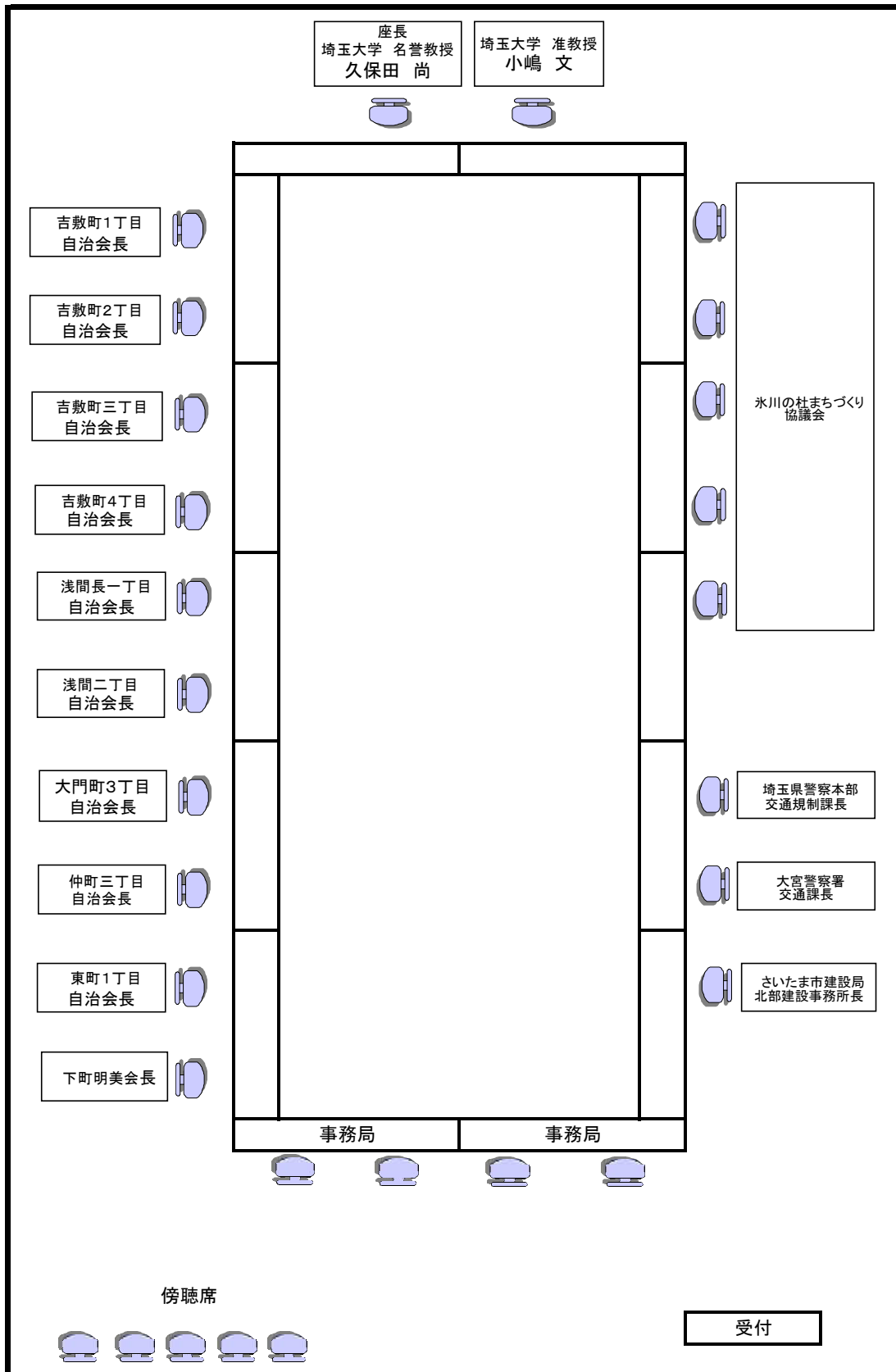
令和7年度 氷川参道歩行者専用化検討協議会 委員名簿

敬称略

No.	所属	肩書	氏名
1	埼玉大学大学院理工学研究科	名誉教授	久保田 尚
2	埼玉大学大学院理工学研究科	准教授	小嶋 文
3	埼玉県警察本部	交通規制課長	小野瀬 孝
4	大宮警察署	交通課長	村上 崇
5	さいたま市 建設局 北部建設事務所	所長	安倍 勝仁
6	吉敷町1丁目自治会	会長	関口 彰一
7	吉敷町2丁目自治会	会長	星野 弘
8	吉敷町三丁目自治会	会長	松雪 三十二
9	吉敷町4丁目自治会	会長	駒林 哲也
10	浅間町一丁目自治会	会長	土屋 剛
11	浅間町二丁目自治会	会長	宮野 豊之
12	大門町3丁目自治会	会長	逸見 裕一
13	仲町三丁目自治会	会長	岡部 昌寿
14	東町1丁目自治会	会長	小林 正利
15	下町明美会	会長	井上 健悟
16	氷川の杜まちづくり協議会	会長	山田 とも子
17	氷川の杜まちづくり協議会	会員	西岡 康一
18	氷川の杜まちづくり協議会	会員	桑田 仁
19	氷川の杜まちづくり協議会	会員	染谷 伊久夫
20	氷川の杜まちづくり協議会	会員	森下 喜弘

第27回氷川参道歩行者専用化検討協議会 席次表

日時 令和7年8月8日(金) 10時から
場所 大宮区役所2階 201・202会議室



ひかわ参道 だより

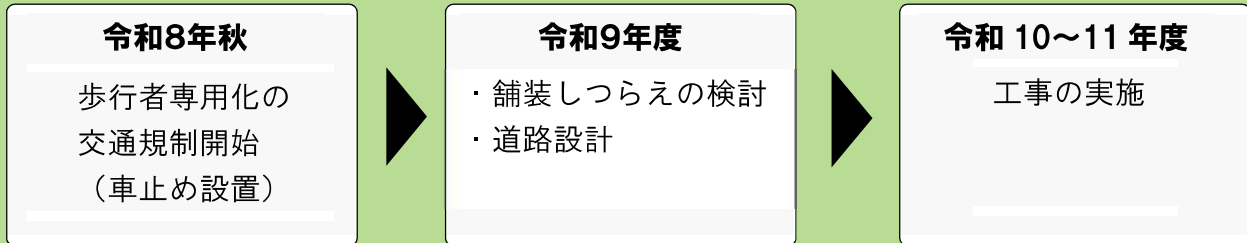
●氷川参道の歩行者専用化を実施します。

- ・ 交通社会実験の結果や住民意見交換会など、これまでの調査・検討や、『氷川参道歩行者専用化検討協議会』のご意見を踏まえ、下図のとおり、**歩行者専用化に取り組むこととなりました。**
- ・ 実施区間は、北区間が歩行者専用化済み区間から片倉新道まで、南区間が旧中山道から南大通東線までとなります。
- ・ 交通規制の開始は、**令和8年秋**を予定しています。



●今後の予定

令和8年秋の歩行者専用化の交通規制に伴い、道路安全対策として**車止めの設置**を予定しています。その後、舗装しつらえの検討や道路設計を行ったのち、**工事**を実施する予定です。工事の詳細やスケジュールについては、決まり次第改めてご案内いたします。



●氷川参道歩行者専用化検討協議会より、市長へ要望書が提出されました

協議会において、氷川参道の歩行者専用化の方針が示されました。それを受け、座長の埼玉大学名誉教授久保田尚様より、さいたま市長へ**要望書**が提出されました。これに対し、市長は「氷川参道の安全で快適な歩行空間の実現」に向けて、歩行者専用化の取り組みを積極的に進めていきたいとの意向を示しました。



歩行者専用化Q & A

Q なぜ、歩行者専用化を行うのですか。

A 氷川参道は、全長約2kmにわたり、約650本の樹木が立ち並ぶ美しい並木道です。地元から歩行者専用化の要望を受け、長年地域住民と行政が協働して課題解決を進めてきました。歴史的・文化的資産であるこの参道は、緑のシンボルとして保全しなければならず、あわせて安全に歩行できる空間の確保が求められており、地域住民の7割以上から歩行者専用化に対して好意的な意見をいただいています。

Q 交通への影響は。

A 昨年度の参道における車両交通規制の社会実験の結果、今まで参道を通る多くの車両が旧中山道などの幹線道路を利用したと思われるが、幹線道路の交通状況に大きな変化は見られませんでした。また、社会実験中、歩行者からは安全で快適な空間であった一方で、自転車の動きに危険を感じたとの声が寄せられました。そのため、歩行者と自転車が互いに安全に利用できるよう、今後検討を進めてまいります。

Q 歩行者専用化区間の通行許可の対象は。

A 車庫などへの出入りに氷川参道を走行する以外の代替手段が全くない場合や、福祉車両など社会生活上やむを得ない理由で通行が必要な場合には、警察に申請することで、法令に基づき、個々の事情を考慮して許可が出されるものです。

Q 氷川参道を東西に横断できますか。

A 交差点部の車の横断は可能です。

ご意見・ご質問は
こちらまで

【発行元】さいたま市 都市局 都心整備部 氷川参道対策室（大宮区役所6階）



さいたま市

電話番号 048-646-3122

FAX 048-646-3123

Email hikawasando-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市
PRキャラクター
つなぐ電メッ



第27回氷川参道歩行者専用化検討協議会

令和7年8月8日(金)午前10時～
大宮区役所201・202

本日の内容

1. 歩行者専用化の進捗状況について

- ・ 前回の振り返り
- ・ チラシの配布
- ・ 沿道居住者等への聞き取り状況
- ・ 許可車両の申請について
- ・ 交通規制イメージ

2. 地域内外へのPRについて

- ・ ソフト策について
- ・ ハード策について
- ・ サインプレートについて

3. その他

1. 歩行者専用化の進捗状況について

前回（令和7年3月）の振り返り

対応すること

- ・ 歩行者専用化検討協議会で決定した方針を、周辺住民へ周知するため、ひかわ参道だより（ニュースレター）等によるポスティング配布を予定⇒（完了）
- ・ 参道を利用する事業者等の関係者へ個別説明⇒（進行中）
- ・ 許可車両に係る沿道住民と個別で調整し、許可証の申請方法や許可車両の入出庫の流れを確認⇒（進行中）
- ・ 交通管理者、道路管理者等の関係機関と調整し、車止めの種類や規制に伴い必要な工事、安全対策等の検討⇒（進行中）

1. 歩行者専用化の進捗状況について

■チラシの配布



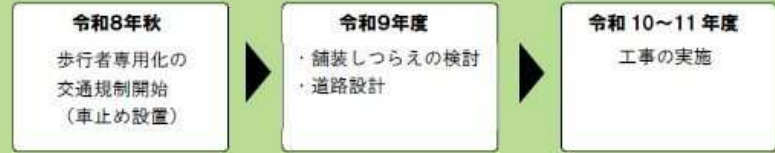
●水川参道の歩行者専用化を実施します。

- ・交通社会実験の結果や住民意見交換会など、これまでの調査・検討や、『水川参道歩行者専用化検討協議会』のご意見を踏まえ、下図のとおり、**歩行者専用化に取り組むこととなりました。**
- ・実施区間は、北区間が歩行者専用化済み区間から片倉新道まで、南区間が旧中山道から南大通東線までとなります。
- ・交通規制の開始は、**令和8年秋**を予定しています。



●今後の予定

令和8年秋の歩行者専用化の交通規制に伴い、道路安全対策として車止めの設置を予定しています。その後、舗装しつらえの検討や道路設計を行ったのち、工事を実施する予定です。工事の詳細やスケジュールについては、決まり次第改めてご案内いたします。



●水川参道歩行者専用化検討協議会より、市長へ要望書が提出されました

協議会において、水川参道の歩行者専用化の方針が示されました。それを受け、座長の埼玉大学名誉教授久保田尚様より、さいたま市長へ要望書が提出されました。これに対し、市長は「水川参道の安全で快適な歩行空間の実現」に向けて、歩行者専用化の取り組みを積極的に進めていきたいとの意向を示しました。



歩行者専用化Q & A

- Q なぜ、歩行者専用化を行うのですか。
 A 水川参道は、全長約2kmにわたり、約650本の樹木が立ち並び美しい並木道です。地元から歩行者専用化の要望を受け、長年地域住民と行政が協働して課題解決を進めてきました。歴史的・文化的資産であるこの参道は、緑のシンボルとして保全しなければならず、あわせて安全に歩行できる空間の確保が求められており、地域住民の7割以上から歩行者専用化に対して好意的な意見をいただいています。
- Q 交通への影響は。
 A 昨年度の参道における車両交通規制の社会実験の結果、今まで参道を通過する多くの車両が旧中山道などの幹線道路を利用したと思われそうですが、幹線道路の交通状況に大きな変化は見られませんでした。また、社会実験中、歩行者からは安全で快適な空間であった一方で、自転車の動きに危険を感じたとの声が寄せられました。そのため、歩行者と自転車が互いに安全に利用できるよう、今後検討を進めてまいります。
- Q 歩行者専用化区間の通行許可の対象は。
 A 車庫などへの出入りに水川参道を走行する以外の代替手段が全くない場合や、福祉車両など社会生活上やむを得ない理由で通行が必要な場合には、警察に申請することで、法令に基づき、個々の事情を考慮して許可が出されるものです。
- Q 水川参道を東西に横断できますか。
 A 交差点部の車の横断は可能です。

ご意見・ご質問は
こちらまで

【発行元】さいたま市 都市局 都心整備部 水川参道対策室（大宮区役所6階）
 電話番号 048-646-3122
 FAX 048-646-3123
 Email hikawasando-taisaku@city.saitama.lg.jp



1. 歩行者専用化の進捗状況について

■沿道居住者の聞き取り状況

■主な意見

- ・ 許可証を取るのが大変と聞いた。警察に行く日がない。
→市としても許可証を出した車両を把握したいため、市で一括申請を行うことを検討している。
- ・ 車止めは実際に車が通れるか相談の上設置してほしい。
→車止め設置予定箇所で段ボールなどで疑似的に車止めを作成し走行可能か確認をする。
- ・ 車止めについて、動かせるものにしてほしい(許可車両の対象の方からのご意見)。
→鍵付きにするなど取り外しが可能なものにする。
- ・ マンション前の交通状況がどのような状況か確認をしてほしい。具体的には車が行き来する状況ですれ違いができるか、また、配送車の駐車がどのくらいの頻度かなど。
→マンション前の道路調査をする予定。
- ・ 歩行者専用化が来年秋に開始予定とのことだが、もっと早くできないか。
・ 子供が通学路として通るため、早く歩行者専用化してほしい。
→警察等の関係機関と協議をして開始時期を決定しているため、早めることは難しい。
- ・ 元々住んでいた人が許可申請などのアクションを起こすのはおかしい。
→法律に基づき、申請があったものに対して警察が審査をして許可を出している。

1. 歩行者専用化の進捗状況について

- ・歩行者専用と言っているが車が通ることも周知する必要がある。
→看板や車止めなどにメッセージを記載して周知を図る。
- ・参道を完全に歩道化してほしい。
→現在は南区間と北区間の一部区間を歩行者専用化する予定である。
- ・自転車と歩行者を分ける（区別する）方がいい。歩行者の安全を第一にしてほしい。
- ・自転車が危険なので何かしら対策をするべきでは。
→自転車対策を検討する。

■沿道関係者への説明状況

■関係者への説明状況

小学校や周辺店舗、消防署、郵便事業者への周知を行っている。

■現在の課題

- ・車止めの設置位置
- ・許可車が通るということを周知
- ・自転車の危険性について
- ・交通状況調査不足

1. 歩行者専用化の進捗状況について

■許可車両の申請について

別記様式第一之三（第五条関係）

通行禁止道路通行許可申請書

令和 年 月 日

警察署長 殿

住所
申請者
氏名

住所
主たる
運転者
氏名

車両の種類	番号標に表示されている番号
運転の期間	令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで
通行しようとする通行禁止道路の区間	
やむを得ない理由	

第 号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

令和 年 月 日
警察署長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

出典：埼玉県警ホームページ

許可申請に必要な情報

■申請書

- 申請者の住所、氏名
※電子申請の場合は、電話番号、メールアドレス
- 運転者の住所、氏名
※電子申請の場合は、電話番号
- 車両の種類（普通自動車など）
- 番号標に表示されている番号（ナンバー）
- 運転期間
- 通行しようとする通行禁止経路区間
（例：自宅～さいたま市大宮区〇〇町〇〇地先まで）
- やむを得ない理由

添付書類

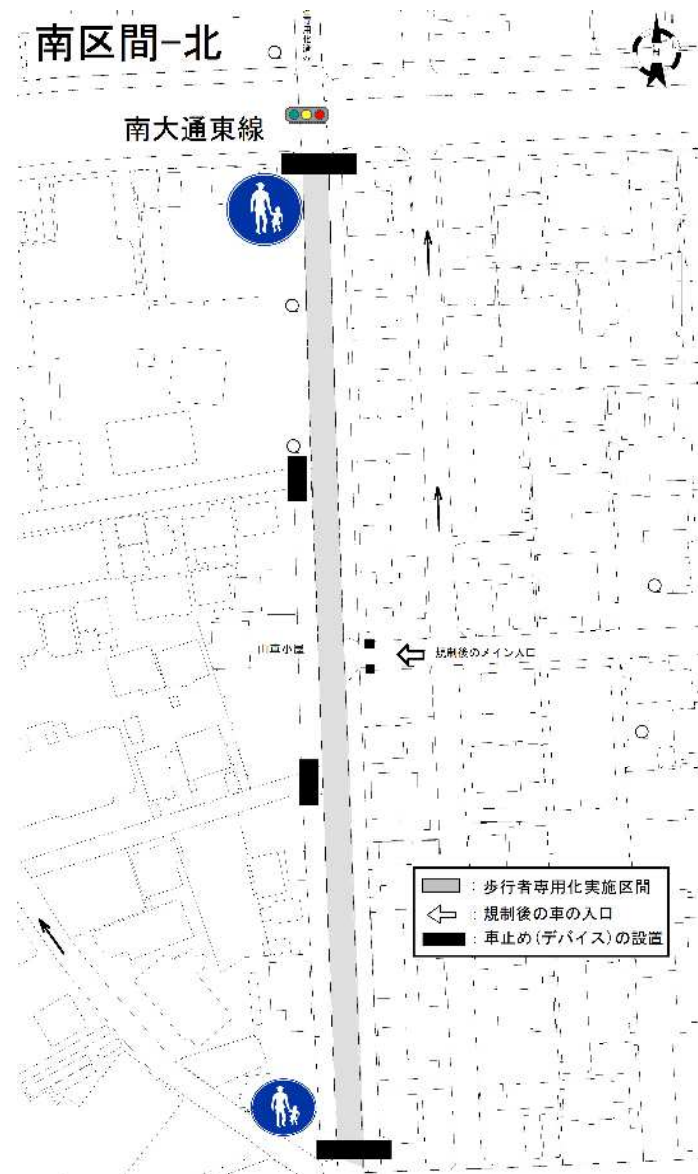
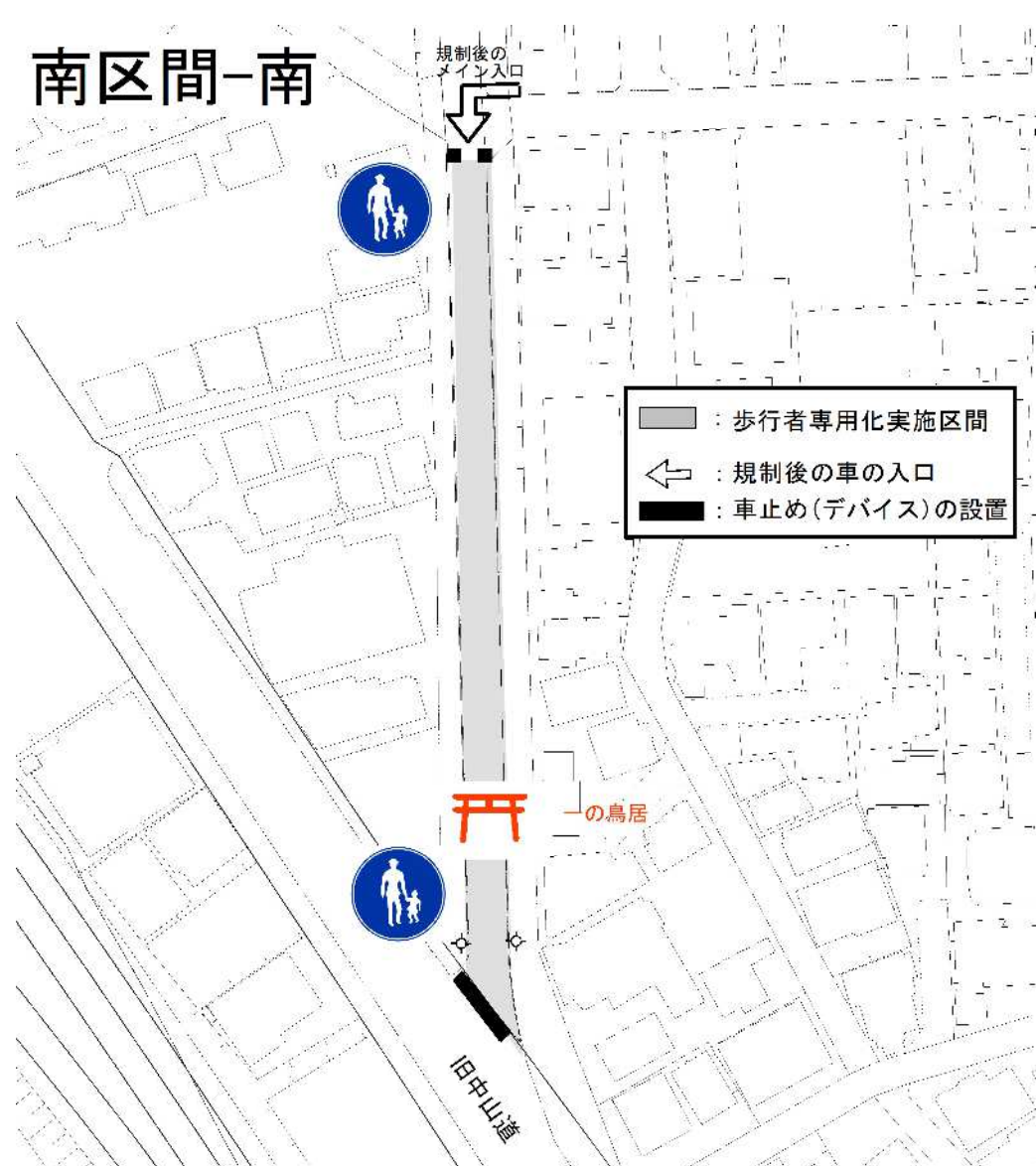
- ・通行経路図、自動車検査証の写し、通行理由を証明するものの写し

社会生活上やむを得ない理由とは

1. 車両を通常保管する場所（自宅駐車場や月極駐車場など）に出入りするため
2. 身体の障がいのある者を輸送すべき理由がある
3. 日常生活に欠かすことのできない物品などを運搬する
4. 冠婚葬祭など社会慣習上の理由がある
5. 医師等の往診
6. 保育園児、幼稚園児の送迎
7. その他社会生活上やむを得ない理由があるとき

1. 歩行者専用化の進捗状況について

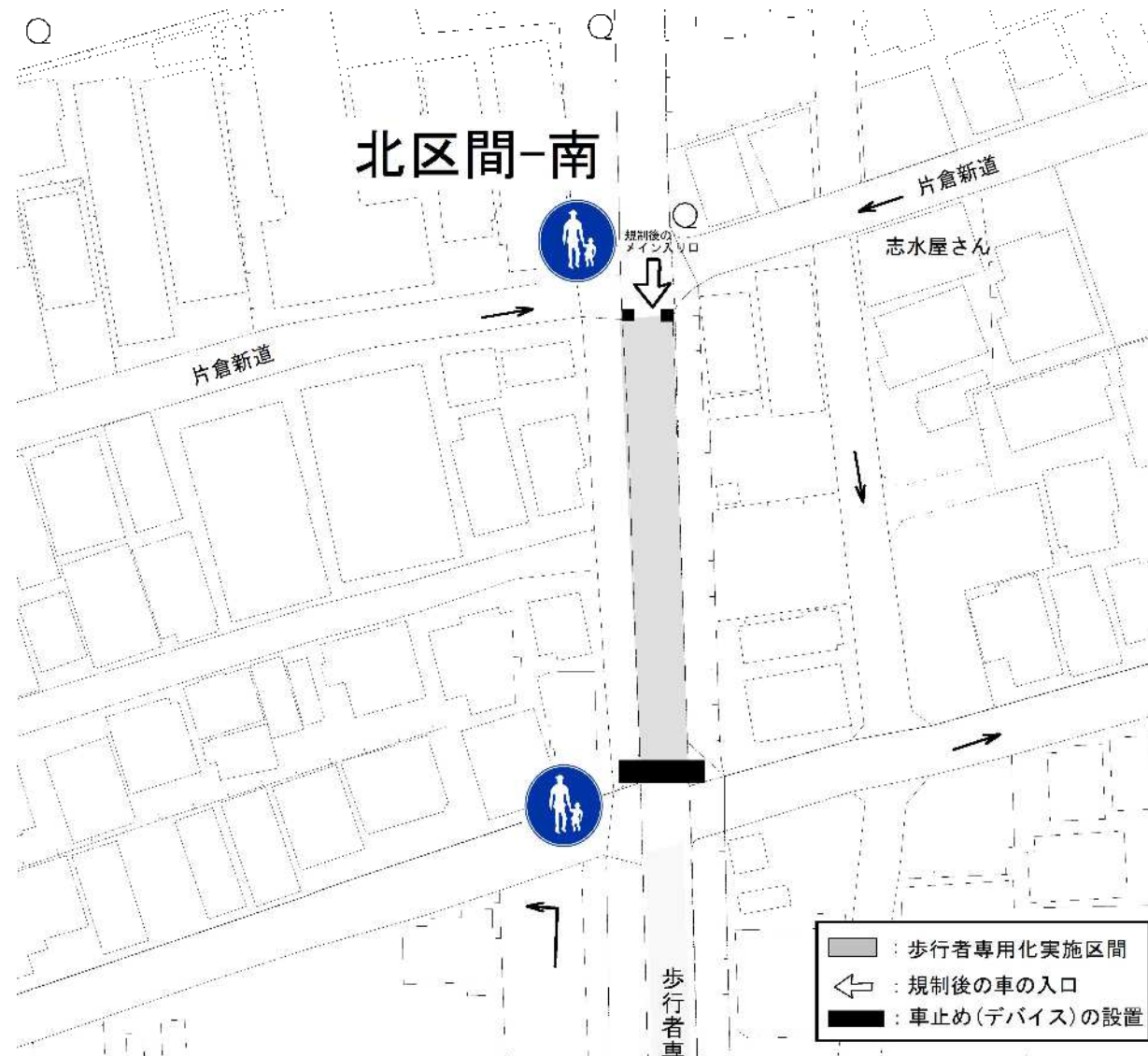
■交通規制イメージ（南区間）



個人情報への配慮により、当日配布資料の一部を修正いたしました。

1. 歩行者専用化の進捗状況について

■交通規制イメージ（北区間）



個人情報への配慮により、当日配布資料の一部を修正いたしました。

2. 地域内外へのPRについて

■前回の振り返り

主な意見

- ・ 地域内外を含め広く、また、多様な主体（外国人等）にも働き掛ける周知が必要ではないか。
- ・ 関係車両だけは通行することの周知・表現の工夫が必要ではないか

【周知活動】

地域内への周知

- ・ 回覧板、ニュースレターなど、継続的な取り組み
- ・ 目的の丁寧な説明

地域外への周知

- ・ 地域入口部分などでの案内看板
- ・ 参道側と交差側双方の周知を検討
- ・ 氷川参道の知名度向上

多様な主体への働きかけ

- ・ 機会・場面に応じた働きかけ
- ・ 町内会、PTA、各種イベント など

【関係車両が通行することの周知】

歩行者専用化

- ・ 歩行者のみとのイメージが強い

車両は配慮の上で通行することを周知

- ・ 歩行者へ配慮した通行が求められる
- ・ そもそも「参道」という言葉は、鳥居から社殿へ向かう道のこと

2. 地域内外へのPRについて

■ソフト策案（周知・啓発活動）

1. チラシ・ポスターの配布・掲示

- チラシのポスティング配布
- 地域の掲示板、公共施設などに設置
- 市報（区報）への掲載

2. 学校・関連事業者・警察との連携

- 大宮小及び大宮南小に事前共有
- 関連事業者（消防局、郵便事業者、埼玉県自動車協会等）に事前共有
- 安全教育や交通マナー啓発と連動

3. SNS・Webサイトでの情報発信

- 区の公式Xや市のWebサイト
- 道路情報交通センターへの依頼

4. 駅周辺での情報発信

- 新都心駅の大型ビジョン告知
- 駅との連携による周知

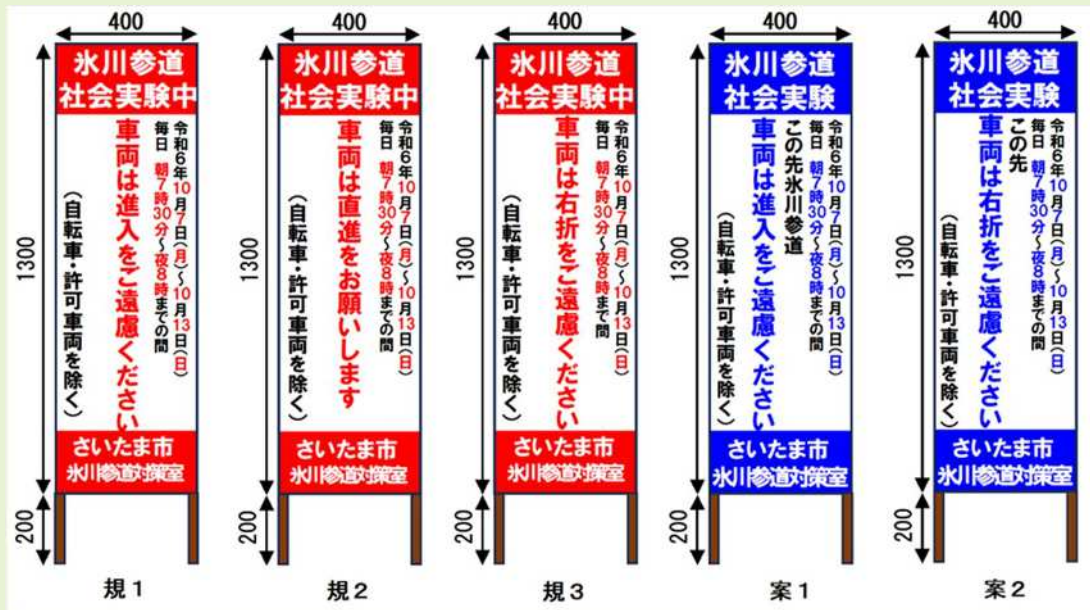
2. 地域内外へのPRについて

■ハード策案（物理的な対策）

看板の設置

参道入口部分などで、「歩行者専用化」周知看板の設置

例：令和8年〇月〇日〇時より氷川参道は、歩行者専用となります。
車両の進入は出来ません。（ただし、自転車・許可車両は通行できます）



看板等のイメージ

2. 地域内外へのPRについて

■サインプレートについて

現在の中区間

おもて
(車道側から)



うら
(参道内側から)



2. 地域内外へのPRについて

■北区間及び南区間の車止めサインプレート（案）

【ポイント】

- ・ 許可車両が通行することの周知
- ・ 自転車への交通ルールの周知
- ・ 多様な主体への働きかけ

パターン

3枚タイプ

W=1.0m ・ W=1.5m ・ W=1.0m



2枚タイプ（許可車両進入口）

W=0.5m ・ W=0.5m



2. 地域内外へのPRについて

・ 3枚タイプ (案)

W=1.0m ・ W=1.5m ・ W=1.0m

おもて
(車道側から)

許可車両は
通行します

優先

YIELD TO
PEDS

氷川参道
歩行者専用



徐行

SLOW
SPEED

歩行者専用道路につき
歩行者優先！
自転車は徐行！

うら
(参道内側から)

この先 車道！
注意！

車道あり
 自動車注意 

歩行者専用道路につき
歩行者優先！
自転車は徐行！

2. 地域内外へのPRについて

- ・2枚タイプ（許可車両進入口）（案）

W=0.5m・W=0.5m

おもて(車道側から)

許可車
以外
進入禁止

自転車
徐行！

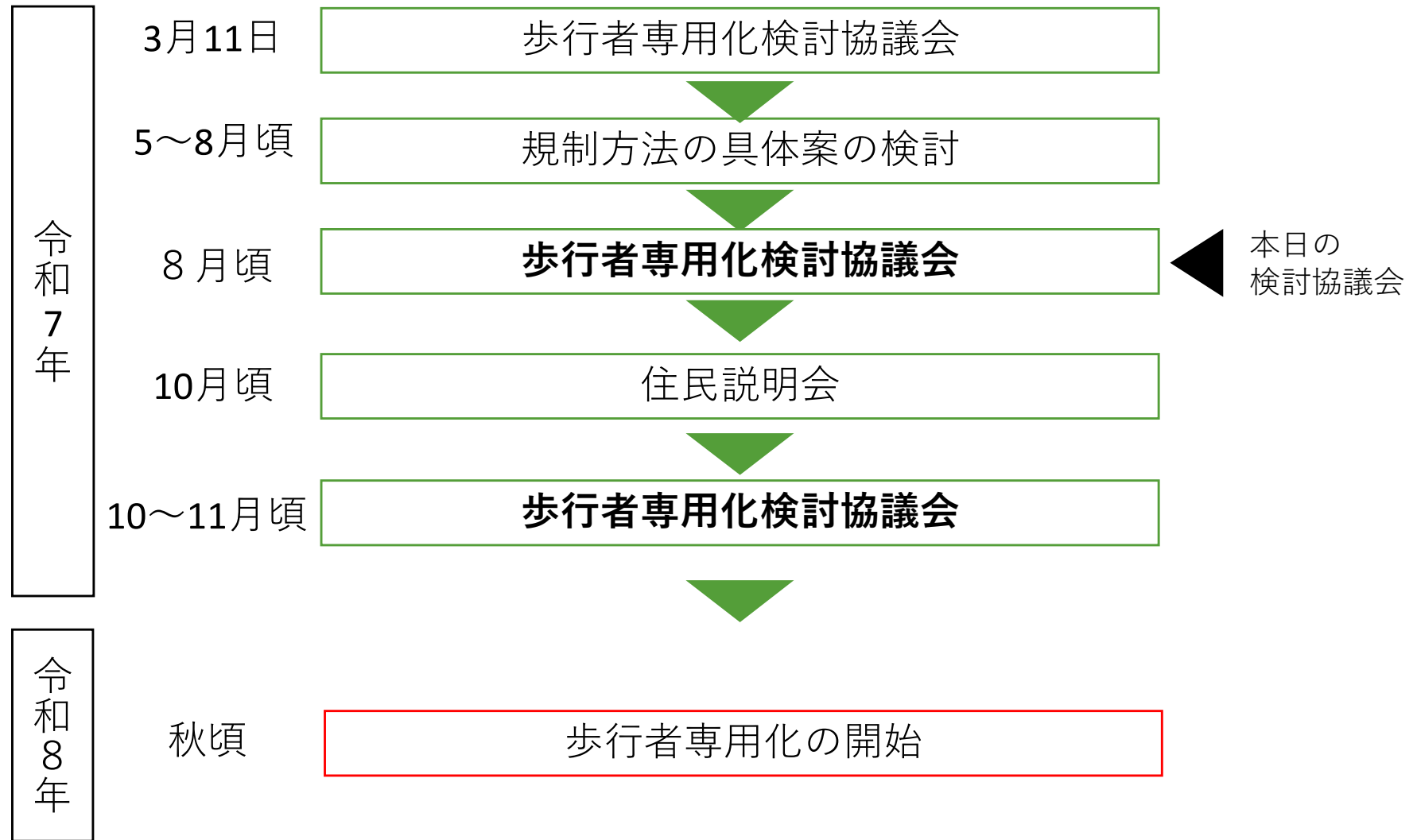
うら（参道内側から）

この先
車道！
注意！

この先
車道！
注意！

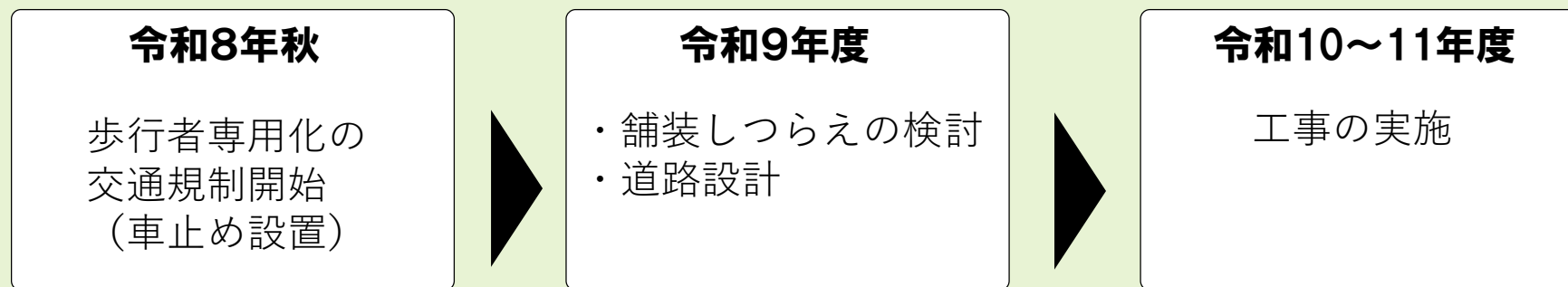
3. その他

■ 検討協議会の今後の進め方（案）



3. その他

■今後のスケジュール（案）



規制開始の候補日（案）

	候補日	理由
①	令和8年10月26日（月）	ねんりんピック（11/7~10）の開催に先立ち、週初めの月曜日から開始予定。会場として参道周辺が使用される予定。
②	令和8年11月5日（木）	ねんりんピック（11/7~10）開催に先立ち、祝日を避けた、週半ばの木曜日開始予定。
③	令和8年11月17日（火）	さいたまクリテリウム（11月中旬想定）開催後の週半ばの火曜日開始予定。

(設立)

第1条 氷川参道の歩行者専用化に向けて、意見交換等を行う場として、氷川参道歩行者専用化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本要綱において組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 氷川参道の歩行者専用化の推進に関すること。
- (2) その他歩行者専用化に関し必要な事項。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 氷川参道沿線自治会
- (5) 地元まちづくり団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、事務の遂行に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年度末日とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の会議の進行をつかさどり、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を都市局都心整備部氷川参道対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営、その他に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。